

小規模保育事業所設置・運営事業者の応募に係る質問への回答

表題	質問内容	回答
保育士等の配置について	管理者は、保育従事者と兼務は可でしょうか。	近年の保育士不足を鑑み、募集要項において管理者を必置として、保育従事者と兼務可にさせていただきますが、管理者が保育業務の通常シフトに入っているなど、事業所の運営管理の業務に専従していないと判断された場合は、公定価格が減算されることとなります。
開所日について	土曜日の開所はするが、施設都合の休所日を設けてもいいのでしょうか。 その場合、1次審査の点数はどうなりますか。	ご質問の項目は、1次審査の評価項目にはありません。ただし、2次審査においては総合的に判断はさせていただきます。
卒園児の受け入れについて	市内の連携こども園での、2歳卒園児すべての受け入れができない場合は、1次審査の点数はどうなりますか。	連携施設の項目において、2歳卒園児すべての受け入れが可能な場合は5点となります。2歳児の予定定員数の分の受け入れ数を確保できているかで判断します。すべての受け入れができない場合は1点となります。
建物について	新築、改築のどちらでも応募可能でしょうか。 又、どちらでも補助対象でしょうか。	新築、改築のどちらでも応募可能で、どちらも補助対象となります。
所在地	高石市の中で望ましい地域はありますか。	1次審査の評価項目においては、国道26号の以東と以西で点数差を設けております。募集要項において、「高石市内において保育に適した場所を事業者において選定すること。ただし、選定した場所が住宅地内である場合は、近隣住民から反対等が起きないように、調整可能な場所とすること。」と規定させていただいておりますので、そのような場所を事業者様において検討していただくこととしております。
職員名簿	応募段階では職員の採用は難しく、どこまで採用確定していかなくては行けませんか。 又、応募後の職員変更は可能でしょうか。 開園までには採用するという旨の誓約書では行けませんか。	職員配置が確定していない場合は、様式6の職員体制計画書の氏名欄において、新規採用予定者をご記載ください。なお、その場合、評価基準表（1次審査）における職員確保の項目において、必要な職員数が確保されている場合は5点、必要な職員数が確保されていないが、職員を新規採用するなどの確保方策が具体的に示されている場合は3点、必要職員数が確保されておらず、確保方策が具体的に示されていない場合は0点と、点数差を設けております。